

町内会ではこんなことをやっています ～町内会に加入しましょう～

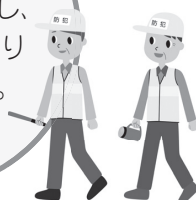
街路灯の維持管理

街路灯の設置や管理、電気料の支払いをしています。
(市補助あり)



防犯・防災活動

犯罪や災害に対し、防止や対策に取り組んでいます。



環境美化活動

道路や公園の清掃・花壇整備、資源回収を行っています。



親睦・交流活動

お祭りなどを開催し、触れ合いや交流を深めています。



見守り活動

高齢者等の見守り活動や登下校時の子どもの見守りをしています。



情報伝達活動

生活に役立つ情報や地域に密着した情報をお知らせします。



「この町内会に該当するか」や「町内会長のお名前」など、お気軽にお問い合わせください。

問合せ先 くらし支援課 Tel.28-8013

10月「土地月間」です

一定面積以上の土地を取得した場合は届け出が必要です！

○一定面積とは？・・・都市計画区域内…5,000㎡以上、都市計画区域外…10,000㎡以上

個々の面積が小さくても、合計するとこれらの面積を超えるような一団の土地も対象となります。また、都市計画区域内で1万㎡以上の土地を取引するときは、別に「公有地の拡大の推進に関する法律」に基づく事前届け出が必要です。

○誰がいつ届け出をするの？

国土利用計画法により契約を行った日から2週間以内に土地を取得した人(買い主)が行わなくてはなりません。
※届け出をしなかったり、偽りの届け出をしたりと、法律で罰せられることがあります。

○届け出の方法は？

市公式ホームページに掲載している「土地売却等届出書」に土地の利用目的などを記入し、図面や契約書の写しなど必要な書類を添えて都市計画課窓口へ届け出をしてください。

地価公示制度とは？

土地の売却をするとき、その土地の正常な価格の目安となるのが「地価公示」と「地価調査」の価格です。

▷「地価公示」(3月下旬に発表)

…国の機関である土地鑑定委員会が調査した全国標準地における毎年1月1日現在の正常価格

▷「地価調査」(9月下旬に発表)

…知事が調査する各都道府県内の基準地における毎年7月1日現在の正常価格

※地価公示価格については都市計画課で閲覧できるほか、国土交通省土地総合情報システムのホームページでも公開しています。

問合せ先 都市計画課 Tel.28-8038